

●学生納付特例申請書が送られます

令和2年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方に、国民年金保険料学生納付特例申請書が日本年金機構から3月末頃に送付されます。

○必要事項を記入し、ポストへ投函ください

申請書はハガキ形式になっています。必要事項を記入してポストに投函すると、令和3年度の学生納付特例を申請することができます。

- ・在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。
- ・在学している学校等に変更がある方はこのハガキで申請することはできません。通常の申請書に在学証明書等を添付して岡谷年金事務所または住民福祉課 国保年金係まで申請してください。

●出張年金相談のお知らせ

【相談日】毎月第1水曜日です。ただし5月・11月・1月は第2水曜日です。

4月7日(水)	5月12日(水)	6月2日(水)	7月7日(水)	8月4日(水)	9月1日(水)
10月6日(水)	11月10日(水)	12月1日(水)	1月12日(水)	2月2日(水)	3月2日(水)

【時間】午前10時～午後3時

【会場】役場3階301～303会議室

【相談担当】岡谷年金事務所担当者



○出張年金相談は予約制です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、完全予約制となっています。お電話にて予約をしてお越しください。

【予約電話番号】岡谷年金事務所 ☎23-3661

(自動音声案内で1番→2番を選択し、年金相談の予約とお申し出ください)

—消費者見守り情報 No.119—

問 茅野市消費生活センター ☎75-8188
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660
住民福祉課 住民係 ☎62-9112

住宅で起きる一酸化炭素中毒事故に注意!

一酸化炭素は無色・無臭で気がつきにくいですが、人体への毒性が強く、最悪の場合死に至ることもある有害な物質です。

★消費者へのアドバイス

《十分な換気を行う》

換気扇の使用や、定期的に窓を開けるなどして換気を十分に行いましょう。また、ガス臭いなど少しでも異常を感じたら、使用を中止するとともに十分な換気を行いましょう。

《使用方法を守る》

発動発電機やバーベキュー用こんろなど、屋外での使用が想定されている火気器具等は、屋内では使用しないなど、火気設備・器具の使用方法を守りましょう。



出典：国民生活センター

《その他》

不完全燃焼が起こると一酸化炭素が発生します。火気設備・器具の定期的な点検と清掃を行いましょう。一酸化炭素を感知する警報器を設置することも早期発見に有効です。困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン☎188)